

目 次

第1章 総論

1. 基本方針策定の趣旨	1
2. 基本方針策定の背景	2
(1) 国際的な状況	2
(2) 国のこれまでの取り組み	3
(3) 大田市のこれまでの取り組み	4
3. 基本理念	6
(1) 基本的な考え方	6
(2) 基本方針の性格	7

第2章 各論

1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	8
(1) 世界遺産を有する都市としての人権啓発及び人権情報の発信	8
(2) 学校教育等における人権教育の推進	8
(3) 社会教育における人権教育の推進	11
(4) 隣保館における人権教育・啓発の推進	12
(5) 家庭における人権教育の推進	13
(6) 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進	15
(7) 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進	16
2. 重要課題への対応	19
(1) 女性	19
(2) 子ども	22
(3) 高齢者	26
(4) 障がい者	30
(5) 同和問題	34
(6) 外国人	39
(7) 患者及び感染者等	42

（８）その他の人権課題	46
3. 施策の推進	49
（１）推進体制と支援	49
（２）関係機関等との連携	49
基本方針体系図	50
用語解説	51

行動計画

○大田市人権施策推進基本方針の行動計画	53
---------------------	----

資料編

○大田市人権尊重のまちづくり条例	67
○大田市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿	69
○日本国憲法（抄）	70
○世界人権宣言	72
○「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画	75
○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	83
○ユネスコ憲章（抄）	84
○大田市人権意識啓発推進会議設置規程	85
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	86
○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	90
○部落差別の解消の推進に関する法律	92
○人権尊重都市宣言	93